

監 事 監 査 報 告 書

令和7年5月19日

学校法人 岡山理容美容学園

評 議 員 会
理 事 会 御 中

学校法人 岡山理容美容学園

監 事 薬 師 寺 茂 

監 事 入 矢 武 工 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岡山理容美容学園寄附行為第17条の規定に基づき学校法人岡山理容美容学園の令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人岡山理容美容学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上